



公告・縦覧・意見書の提出

都市計画法に基づく、地区計画（原案）の図書は、下記の日程で、板橋区役所 5階 11番窓口（市街地整備課）でご覧いただけます。

また、下記の要領により意見書を提出することができます。

対象となる方	区域内の土地や建物の権利をお持ちの方
図書の閲覧期間	平成30年9月3日（月）～9月18日（火）休日、祝日を除く
意見書提出期間	平成30年9月3日（月）～9月25日（火）必着
提出方法	市街地整備課へ直接持参または郵送
記入事項	① 宛先（板橋区長あて） ② 日付 ③ 表題（若木一・二丁目地区地区計画（原案）に対する意見書） ④ 住所・氏名・電話番号（法人の場合は名称と代表者） ⑤ 権利をお持ちの土地や建物の所在地 ⑥ 意見の内容・理由

縦覧及び意見書提出場所である板橋区役所の「住所・郵便番号」は、裏面の「お問い合わせ先」をご参照ください。

※ 区画道路2、3、4号の制限について

・地区計画が定められると、建築物の新築や増築等をする場合には、建築確認申請に加え、地区計画の「届出」が必要となります。ルールに合わないものに対しては、区から必要な指導や勧告ができることとなっています。

・地区計画におけるルールの中で特に重要な事項は条例に定めることができます。この条例が定められると建築確認申請の時にこの条例に適合していなければなりません。しかし、防災上重要な路線沿道のルール（道路中心から3mの壁面後退及び後退部分における建築物の形態の制限）に関しては、沿道地権者の負担を考慮し、今回の地区計画策定時での条例の制定は行わず、地域の方々と協議を重ねながら将来における条例化を目指すものとします。

地区計画（素案変更案）に関するアンケート調査結果

地区計画（素案変更案）に関するアンケート調査へのご協力、ありがとうございました。調査結果の概要をお知らせします。

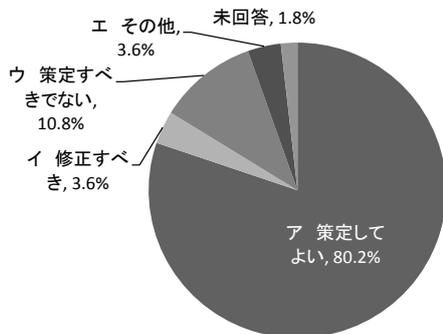
調査期間：平成30年2月26日（月）～3月12日（木）

実施方法：地区内居住者⇒現地投函、郵送回収 地区外居住者⇒郵送配布、郵送回収

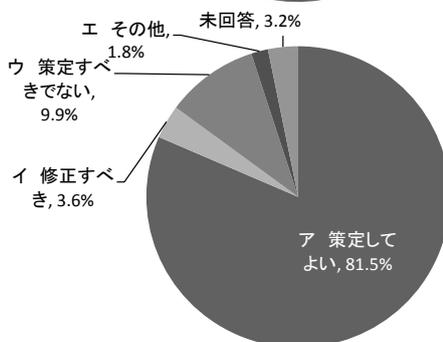
配布数：3,377部

回収数：222部

回収率：約6.6%



問1 素案変更案では「④道路からの壁面の位置の制限」が変更され、すべての道路において道路境界線から0.5m以上の後退をすることとしています。この案についてどう思いますか。



問2 素案変更案で「④道路からの壁面の位置の制限」以外の内容についてどう思いますか。

●寄せられた主なご意見

(問1について)

- ・防災上重要な路線は6mの空間を確保し、加えて全域に0.5m以上の後退を定めるべきだ。
- ・土地の有効活用ができなくなるので、壁面後退ではなく道路拡幅によって道路閉塞を解消してほしい。
- ・植樹ができるように、1mくらい後退させるべきだ。

(問2について)

- ・建築物の色彩・意匠の制限は、個人の表現の自由であると思う。
- ・工作物の設置の制限をしないと、災害時に道路を閉塞してしまうのではないかな 等

- ・どちらの項目についても、約8割の方に「地区計画を策定してよい」との回答をいただきましたが、問1については、6mの空間確保が必要だというご意見もいただきました。

ホームページ公開のお知らせ

原案説明会の資料は、9月上旬より、板橋区のホームページに掲載する予定です。

原案説明会にご出席できない方は、是非そちらをご覧ください。

<ホームページの開き方>

板橋区ホームページ (<http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>)

【くらし・住まい・環境・清掃】→【土地・建築・まちづくり】→【まちづくり】→【若木周辺地区のまちづくり】

若木周辺地区のまちづくりに関するご意見・お問い合わせ先

(事務局) 板橋区 都市整備部 市街地整備課 住環境整備計画グループ

住所：〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 本庁舎北館5階

TEL：03-3579-2562 (直通)

FAX：03-3579-5437

Eメール：t-jkeikaku@city.itabashi.tokyo.jp